

改正の概要

山口市土木系工事における快適トイレの実施要領 (No. 94)

1 上限額の引上げ

国や県が快適トイレの設置に係る費用を設計金額に計上する際の上限額を引き上げたことに準じ、上限額を改定するもの。

改定前：51,000円／基・月

改定後：57,000円／基・月

2 その他

設置基数の上限を撤廃し、現場毎に必要性を協議の上、決定することとし、受注者が自社保有の快適トイレを設置する場合の取扱いを追加するもの。

3 施行期日

令和8年5月1日

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに執行する入札等においては、なお従前の例による。

○山口市土木系工事における快適トイレの実施要領 (No. 94)

新旧対照表	
新：令和8年5月1日～	旧：令和7年5月1日～令和8年4月30日
<p>3 快適トイレの標準仕様</p> <p>_____快適トイレの標準仕様は、以下の_____ (1) 及び (2) _____を全て満たすものとする。((3)は推奨する仕様であり、任意とする。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 付属品として備えるもの【必須項目】</p> <p>⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧周囲から_____入口が直接見えない工夫_____</p> <p>⑨サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)</p> <p>⑩鏡と手洗器</p> <p>⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 実施方法</p>	<p>3 快適トイレの標準仕様</p> <p>本要領でいう「快適トイレ」_____は、以下に示す仕様のうち (1) と (2) に示す項目を全て満たす仮設トイレとする。((3)は推奨する仕様であり、任意とする。) なお、男女別での各1基設置を標準とする。ただし、男女どちらかのみ従事する場合は1基のみの設置でよい。(1基を男女共用としてはいけない。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 付属品として備えるもの【必須項目】</p> <p>⑦_____男女別の明確な表示</p> <p>⑧入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等)</p> <p>⑨サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)</p> <p>⑩鏡と手洗器</p> <p>⑪便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 実施方法</p>

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

旧：令和7年5月1日～令和8年4月30日

(3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に工事打合せ簿にて、設置基数及び期間を記載した
見積書
を監督員に提出する。

(3) 受注者は、設計変更に係る協議を行う前に工事打合せ簿にて、リース料金と日数が確認できる資料
(リース業者から受注者宛に提出された見積書の写し等)を監督員へ提出する。

(4) 受注者は、提出された見積書をもとに、「5 快適トイレに係る費用の計上」により費用を算出し、計上する。

発注者は、提出された資料をもとに、「5 快適トイレに係る費用の計上」により費用を算出し、計上する。

(5) 受注者は、快適トイレを当該工事現場に設置した状況が分かる写真を工事完成図書（工事写真）として提出すること。

(4) 受注者は、快適トイレを当該工事現場に設置した状況が分かる写真を工事完成図書（工事写真）として提出すること。

5 快適トイレに係る費用の計上

5 快適トイレの設置に係る費用の計上

(1) 全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが市場に流通していないことが想定されるため、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。

(1) 全ての現場に対応可能な汎用性が高い快適トイレが市場に流通していないことが想定されるため、当初は金額を計上せず、設置を終えた工事について変更契約時に計上するものとする。

(2) 快適トイレの費用は、57,000円／基・月を上限に「積算上の差額」*1を計上するものと
す
る。

(2) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」*1を計上するものとし、男女別で各1基（計2基／工事*2まで）を計上できるものとする。
(102,000円／2基・月が上限)

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

旧：令和7年5月1日～令和8年4月30日

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円／基・月（従来品相当額）を除いた額

(3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、当該工事における設置期間分の減価償却費により「積算上の差額」を計上するものとする。

(4) 費用は、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

(5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能とする。

(6) 積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わないが、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができる。

(7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含むものとし、「積算上の差額」の対象としない。

(8) 1ヶ月未満のリース料については、1ヶ月を28日として日割り計算した額により対象日額を計上することができる。

(9) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした

(追加)

(3) 費用は、共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

(4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

(5) 2基／工事*2より多く設置する場合や積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わないが、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができる。

(6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

(7) 1ヶ月未満のリース料については、1ヶ月を28日として日割り計算した額により対象日額を計上することができる。

(8) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

(10)「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

【具体的な設計計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 80,000 円／基・月の場合

(積算上の差額 70,000 円)

⇒積算で計上する費用：57,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 35,000 円／基・月の場合

(積算上の差額 25,000 円)

⇒積算で計上する費用：25,000 円／基・月

旧：令和7年5月1日～令和8年4月30日

際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や、現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円／基・月（従来品相当額）を除いた額

※2：「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

【具体的な設計計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 80,000 円／基・月の場合

(積算上の差額 70,000 円)

⇒積算で計上する費用：51,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 35,000 円／基・月の場合

(積算上の差額 25,000 円)

⇒積算で計上する費用：25,000 円／基・月

①実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウス 105,000 円／基・月の場合

新旧対照表	
新：令和8年5月1日～	旧：令和7年5月1日～令和8年4月30日
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<u>(積算上の差額 95,000 円)</u> ⇒積算で計上する費用：95,000 円／基・月 ② <u>実際に導入した快適トイレ費用：男女別一体型ハウ</u> <u>ス 210,000 円／基・月の場合</u> <u>(積算上の差額 200,000 円)</u> ⇒積算で計上する費用：102,000 円／基・月

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに執行する入札等においては、なお従前の例による。